

# 大分空港を起点とした MaaS 実証実験委託業務 仕様書

## 1. 業務目的

大分空港は大分県における唯一の空の玄関口として、本県経済の活性化や観光振興などに大きく寄与する重要な交通インフラである。

人の流れの拠点である大分空港の更なる活性化のためには、空港からの二次交通であるバスやタクシー、レンタカーに加え、今後導入予定のホーバークラフトなどを活用した MaaS を導入し、大分空港から目的地までの移動の利便性を高めることが重要である。

当業務は、空港から目的地までの移動の利便性を高める MaaS を実証的に導入し、アクセス改善の効果を検証するとともに、その過程で得られたデータや問題点を明確化し、持続的なサービス導入の検討を行うものである。

## 2. 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

## 3. 業務内容

上記業務目的を踏まえ、次の（１）～（３）を基本項目として、実施すること。

また、基本項目以外であっても、実証実験にあたり、より効率的な成果を得るための提案や支援は、これを妨げない。

### （１）大分空港を起点とした MaaS の実証実験

#### 【対象区域】

国東市、別府市、大分市

#### 【実証実験期間】

２ヶ月以上

#### 【使用する MaaS アプリ】

使用するアプリはインターネット上からダウンロードし、端末へインストールするネイティブアプリを使用すること。ただし、他地域で運用中又は、過去に運用した実績があること。なお、隣県との連携や広域周遊の促進等、発展性を考慮したものであること。

#### 【実証実験内容に係る項目】

i) シームレスな移動の実現

- ・ 1つのアプリで検索、予約、キャッシュレス決済、非接触による運用が可能なこと
  - ・ 大分空港を起点とした多様な交通モードとの連携が可能なこと
  - ・ バスロケーションシステム等のリアルタイム情報と連携が可能なこと
  - ・ 既存チケットのデジタル化に努めること
- ii) 観光・商業との連携
- ・ 観光や商業とのタイアップした魅力的なデジタルチケットの造成に努めること
  - ・ 観光情報やイベント情報をアプリ上で利用者に提供できること
  - ・ 利用促進に向けたPR（チラシ作成やプレスリリース等）を行うこと
- iii) インバウンド対策
- ・ 英語、韓国語、中国語等、多言語へ対応していること
- iv) その他
- ・ 連携する交通モードやその他サービスについては委託者や各事業者と協議すること

## (2) 実証実験の結果分析

実証実験の結果について、課題解決の可能性や導入効果、事業継続性、新たな価値の創出の可能性等に関する分析を行う。分析にあたっては、適切な分析ができるよう、事業者へのヒアリングや、利用者アンケート等を実施すること。

特に、課題を抽出するため、モニターの調整やモニターツアーの実施、利用意欲を高めるインセンティブの検討等、多くの方に利用してもらい、利用者アンケートの回収率を確保する工夫を施すこと。提案にあたっては具体的な調査方法やサンプル数を提案すること。

## (3) 空港を起点とした MaaS 検討部会の運営支援

部会の資料作成支援及び運営補助を行うこと。ただし、部会の基本的な運営（日程調整・司会進行等）は事務局が行う。また、事務局との事前打合せや部会への参加については web 会議での参加を可とする。

## 4. 留意事項

### (1) 部会の開催予定について

- ・ 令和4年8月から令和4年3月末までの間に3回程度開催予定。開催時期・内容は以下を予定している。

第1回	令和4年8月頃	実証実験に向けた調整
第2回	未定（実証実験中）	実証実験の中間報告
第3回	未定（実証実験後）	実証実験の結果報告

- ・ 各開催回までに必要な資料を作成できるようデータの収集・整理を行うこと。

(2) 事業の進捗状況等に関する定期協議・報告

委託契約締結後は、1回/月を基本に web 会議を行い、業務の進捗状況等に関する協議・報告を行うとともに、必要な調整を行うこと。また、議事録を作成すること。

(3) 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要に応じて期成会が保有する資料を無償で貸与する。

(4) 再委託の取扱い

受託者は、書面により事前に期成会の承諾を得た場合に限り、本契約に基づく委託業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。ただし、受託者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(5) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は業務の実施に伴い知り得た県、期成会及び関係機関の機密情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を遂行するために必要な場合にあつては、事前に期成会の承諾を得るものとする。

(6) 疑義がある場合の取扱い

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、期成会と受託者との協議により解決するものとする。

## 5. 成果品

(1) 報告書（電子データを含む。）①冊子、②概要版 各1部

(2) 当該業務に関する関連資料、プレゼンテーション用資料一式

※ (1) と (2) を記録した電子データ（CD 又は DVD）も 1 部提出すること。

※ 提出データについては、事後に、個々のプロジェクトの計数や文言の変更など、期成会において、データの加工・修正が可能なものにする。

※ 著作権は、全て期成会に帰属する。受託者は許可なく公表してはならない。